

茅ヶ崎市実施計画 2030 の策定について

1. 実施計画 2030 の位置付け

(1) 計画の名称

「茅ヶ崎市実施計画^{にせんさんじゅう}2030」（以下「実施計画 2030」という。）とします。

(2) 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。

(3) 実施計画 2030 と総合計画の関係

実施計画は茅ヶ崎市総合計画（令和2年度策定）に位置付けた将来都市像と政策目標を具体的に推進するための実行計画です。実施計画 2030 は茅ヶ崎市総合計画（以下、「総合計画」）の後期5年間の実行計画として、全ての政策分野を対象として市全体の取り組みを網羅的に捉え、財政見通しとの調整を図った上で、短・中期的に市が重点的に推進する事項を示す機能を有します。

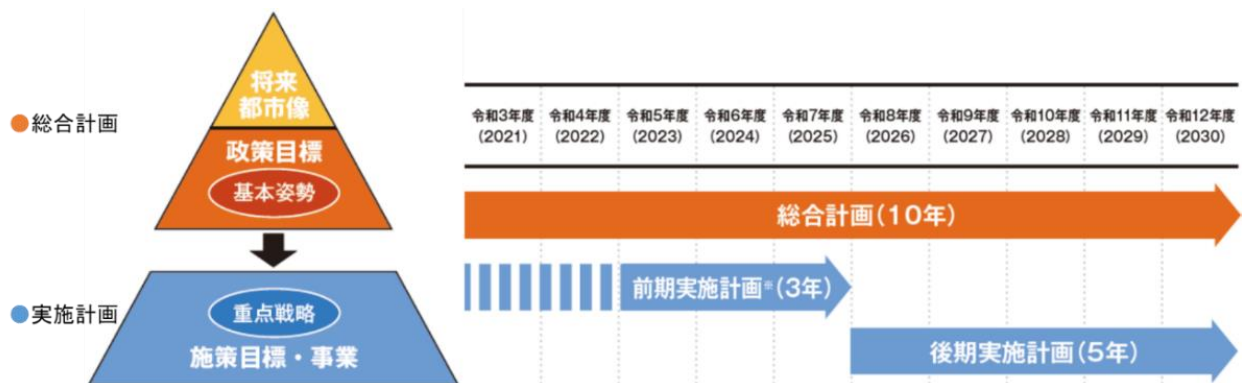


図1 総合計画と実施計画の関係

2. 実施計画 2030 の策定・運用の方法

(1) 策定・運用の基本的考え方

茅ヶ崎市実施計画 2025（以下「実施計画 2025」という。）は、社会情勢が変化する中でも施策目標の達成に向けて柔軟に対応できるよう、冗長性を有した計画として策定し、計画期間中に追加される事業も含めて優先度の高い事業から順次実施することとして運用してきました。このように冗長性のある計画とすることにより社会情勢の変化を踏まえた柔軟な運用が可能であったという特徴を有しています。また、実施計画 2025 の策定にあたっては、市がどのような取り組みを進めるかを市民に分かりやすく示すことを意識して取り組んできました。

実施計画 2030 の計画期間中にも社会は様々に変化し、それに対して柔軟に対応できる仕組みを構築する必要があり、また市民ニーズがますます多様化する中で、市がどのような取り組みを実施するかを市民に示すことはますます必要です。実施計画 2030 では、引き続き社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう冗長性を有する計画とすること、市民に理解しやすい計画とすることの2点を基本として、計画の策定、運用を行います。

(2) 実施計画 2030 の対象事業

実施計画 2030 に位置付ける事業（以下「実施計画事業」という。）は、実施計画 2025 の考え方を継承することを基本とし、本市が任意で行う事業で次に掲げるものとします。次に該当しない継続的に実施する取り組みや法定事務・法定計画は継続的事務事業とし、実施計画 2030 の対象には含めません。

表 1 実施計画 2030 で対象とする実施計画事業

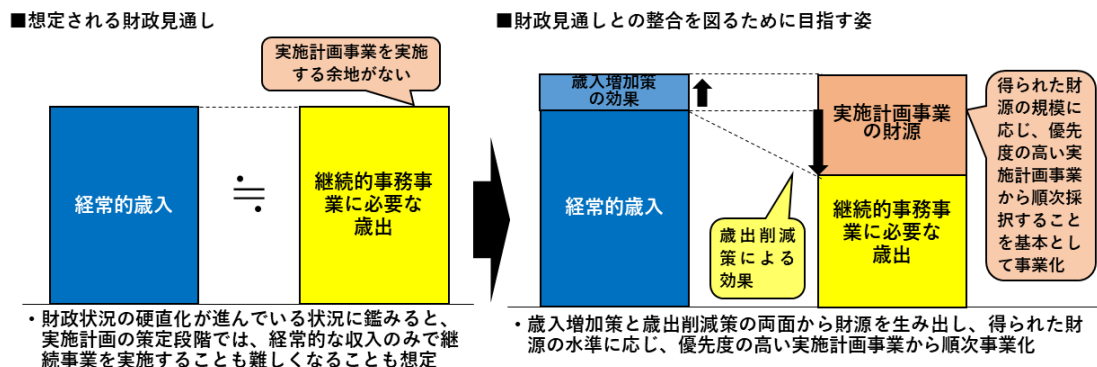
① 実施計画 2030 で新規に実施する本市独自の取り組み
② 継続して実施する取り組みのうち次に掲げるもの
・本市が独自に取り組みの拡充を行うもの ・実施計画 2025 で実施計画事業として位置付けられているもの
③ 公共施設や土木インフラの整備や大規模改修、設備更新等の普通建設事業
④ 本市独自の計画の策定、改定、廃止に関する取り組み
⑤ その他、市民生活に大きな影響を及ぼすことが想定され実施計画事業として位置付ける必要のある取り組み等

(3) 社会情勢の変化に柔軟に対応できる計画

実施計画 2030 は 5 年間を計画期間としており、社会情勢の変化に応じて、策定時には予見しきれなかった取り組みを実施する必要性が高まることも想定されます。そのような計画策定後の社会情勢の変化に柔軟に対応できるようにするため、実施計画 2030 では計画策定時に設定した実施計画事業を硬直的に運用するのではなく、優先度をつけた上で必要性の高い実施計画事業は追加し、又は効果の低い実施計画事業は計画期間中であっても見直しできる柔軟性を有した、冗長性のある計画としていきます。

(4) 事業の優先度と財政見通しとの調整

実施計画 2030 の計画期間中は厳しい財政状況が予想されますが、一方で総合計画に掲げる笑顔と活力にあふれるまちとなるためには、単にこれまでの取り組みを継続するだけではなく、時代の変化に合わせて必要な取り組みを着実に実施することが重要です。一つでも多くの実施計画事業を実現するために、これまで以上に歳入増加と歳出削減に取り組み、実施計画事業に充当できる財源を生み出していく必要があります。



実施計画 2030 では、中長期的な財政見通しを踏まえた上で優先度の高い実施計画事業から順次実施することを基本に実施計画を運用します。

(5) 社会情勢や市民ニーズの変化に合わせた既存事業の見直し

社会情勢や市民ニーズは常に変化しており、市の取り組みもそれに応じて変化させていく必要があります。新たな市民ニーズの発生に対して新規に事業を実施することも必要ですし、併せて既存の事業で市民ニーズに沿わなくなった事業や効果が限定的な事業等は見直し、既存事業の見直しにより実施計画事業に投資する行政経営資源を多く確保することが必要です。既存事業の見直しに当たっては、業務改革や意識改革をとおして投入できる行政経営資源を生み出していくことを目指す茅ヶ崎市行財政経営改善戦略と連携しながら取り組みを進めます。

3. 実施計画 2030 で位置付ける取り組み

(1) 実施計画 2030 に位置付ける取り組みの基本的考え方

実施計画 2030 の施策目標、実施計画事業、重点戦略は、令和 6 年度に実施している総合計画の中間評価で示された課題や今後の社会情勢の変化、加えて総合計画や実施計画 2025 でこれまで進めてきた取り組みの効果や継続の必要性を踏まえ検討していきます。

(2) 今後の社会情勢と総合計画の中間評価

[人口動態]

令和 4(2022)年に本市が実施した人口推計では、本市の人口は令和 7(2025)年をピークとして減少に転じることが推計されていました。実数の推移では令和 6(2024)年 1 月の 245,728 人をピークとし、その後ゆっくりと人口は減少しています。また、人口の構成は介護が必要な層の多い 75 歳以上は増加しますが、働き手となる 15 歳から 64 歳の生産年齢人口は減少し、様々な分野で人手不足等がより深刻化していくと想定されます。実施計画 2030 ではこのような人口動態に対応しながら行政サービスを継続していく視点が必要です。

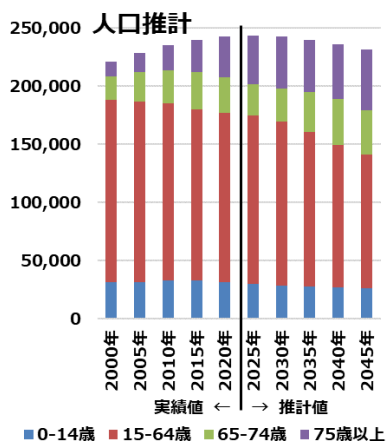


図3 茅ヶ崎市の人口の推計
(出典：茅ヶ崎市人口推計)



図4 茅ヶ崎市の人口の推移
(出典：茅ヶ崎の人口)

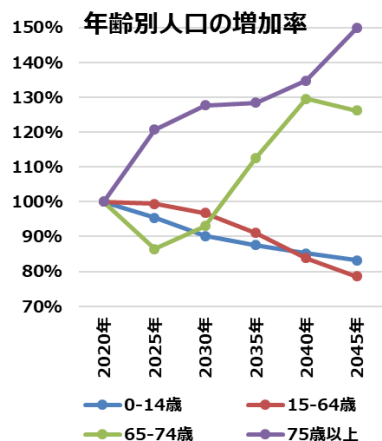


図5 2020年を100%とした場合の年齢構成別の増加率
(出典：茅ヶ崎市人口推計)

[総合計画の中間評価]

実施計画 2030 を策定するにあたり、上位計画である総合計画のこれまでの進捗と今後の進め方について検証するために総合計画の中間評価（以下、「中間評価」）を令和 6 年度に実施しました。中間評価では、総合計画で位置づけた 8 つの政策目標の実現に向けて取り組みは進んでおり、今後も現在の総合計画を継続し、政策目標の実現を図っていくこととしています。一方で、政策目標の実現に向けた施策推進の方法として様々な個別課題や、生産年齢人口の減少に伴う人手不足や DX 化の必要性といった分野横断的な課題が挙げられました。実施計画 2030 は、これら中間評価で挙げられた課題を踏まえ策定に取り組みます。

(3) 重点戦略の検討の視点

実施計画では政策目標を実現するために、社会情勢や総合計画の中間評価を踏まえ、分野横断的かつ重点的に取り組む事項を重点戦略として位置付けます。実施計画 2025 では「人々が交流し、にぎわいがある『活力あふれる』まちづくり」、「社会課題に対応できる『強く、やさしい』まちづくり」、「将来も笑顔で暮らせる『持続可能な』まちづくり」の 3 点を重点戦略として設定し、コロナ禍前以上に活力と魅力に満ちたまちとなるよう重点戦略を中心に取り組みを進めてきました。

実施計画 2030 は人口減少期になって初めて策定する実施計画です。人口減少が本格化することを見越して、本市の施策展開の考え方も人口が減少することを前提としたものに転換していかなければなりません。このような中で実施計画 2030 の重点戦略は、人口減少期であっても元気なまちを創っていくことに資する取り組みとし、施策内容の視点とその実現に向けた手法の視点の両面から詳細に検討していきます。施策内容の視点では、人口減少や少子高齢化に伴って発生が予見される「直

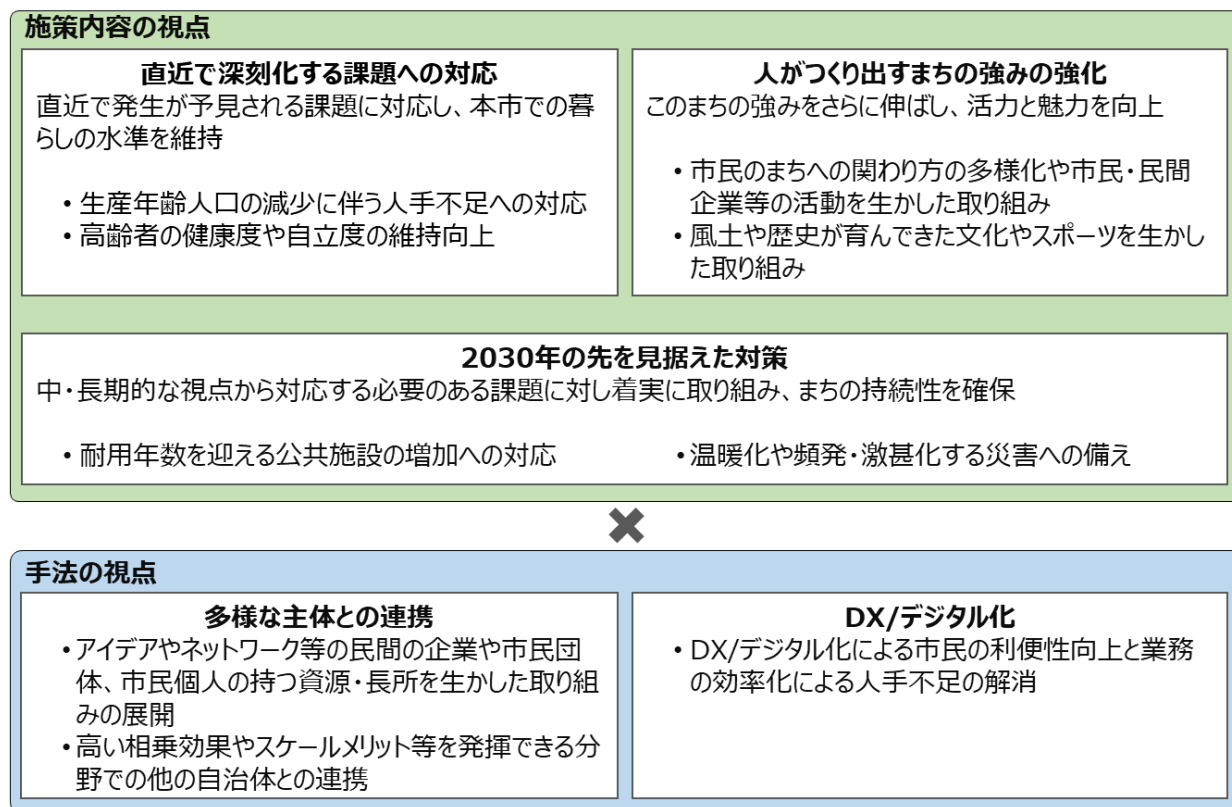


図 6 実施計画 2030 の重点戦略の検討に当たっての視点

また手法の視点では、様々な価値観を持つ多様な主体によりこのまちが創られ、魅力的なまちとなるよう「多様な主体との連携」と、人手不足が進む中で効率的にサービスを提供するための「DX/デジタル化」を中心に検討していくことが重要と考えています。

実施計画 2030 の策定にあたっては、附属機関である総合計画審議会や市民との意見交換会、パブリックコメントで計画の骨子や素案について意見を求め、計画への反映を図ります。より多くの市民の意見を踏まえた計画となるよう、市民との意見交換会の実施にあたっては、SNS 等を活用するなど、多様な手段を講じて市民との情報共有を進め、多くの市民の意見が政策に反映されるよう努めます。なお、具体的なスケジュールは、次のとおり進めます。

